

## 科学技術・学術審議会の概要

○科学技術・学術審議会委員	1
○科学技術・学術審議会学術分科会委員	2
○科学技術・学術審議会の概要	3
○科学技術・学術審議会関係法令	4
○科学技術・学術審議会運営規則	7
○科学技術・学術審議会学術分科会運営規則	10
○科学技術・学術審議会学術分科会の組織について	12
○学術分科会学術研究推進部会運営規則	14
○学術分科会学術研究推進部会委員名簿	16

## 第4期科学技術・学術審議会委員名簿

(50音順)

会 長	野 依 良 治	独立行政法人理化学研究所理事長
会長代理	野間口 有	三菱電機株式会社取締役会長
	青 野 由 利	毎日新聞社論説委員、兼科学環境部編集委員
	飯 野 正 子	津田塾大学長
	石 田 寛 人	金沢学院大学長
	石 田 瑞 穂	独立行政法人海洋研究開発機構地球内部変動研究センター特任上席研究員
	石 原 和 弘	京都大学防災研究所長
	井 上 孝 美	財団法人放送大学教育振興会理事長
	今 脇 資 郎	九州大学応用力学研究所長
	上 野 ひろ美	奈良教育大学教育学部教授
	檜 谷 隆 夫	日本公認会計士協会常務理事
	唐 木 幸 子	オリンパス株式会社研究開発センター研究開発本部基礎技術部長
	北 澤 宏 一	独立行政法人科学技術振興機構理事長
	國 井 秀 子	株式会社リコー常務執行役員ソフトウェア研究開発本部本部長
	佐々木 毅	学習院大学法学部教授
	笹 月 健 彦	国立国際医療センター総長
	澤 岡 昭	大同工業大学長
	白 井 克 彦	早稲田大学総長
	鈴 木 厚 人	高エネルギー加速器研究機構長
	鈴 木 賢 一	日本水産株式会社相談役
	柘 植 綾 夫	芝浦工業大学長
	土 居 範 久	中央大学理工学部教授
	中 西 友 子	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	西 山 徹	味の素株式会社技術特別顧問
	長谷川 昭	東北大学大学院理学研究科教授
	平 野 眞 一	名古屋大学総長
	深 尾 昌一郎	東海大学総合科学技術研究所教授
	深 見 希代子	東京薬科大学生命科学部教授
	三 宅 なほみ	中京大学情報理工学部教授
	室 伏 きみ子	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授

(平成19年12月1日現在)

## 第4期科学技術・学術審議会学術分科会名簿

### (委員：14名)

分科会長	佐々木	毅	学習院大学法学部教授
分科会長代理	白井	克彦	早稲田大学総長
	飯野	正子	津田塾大学長
	井上	孝美	財団法人放送大学教育振興会理事長
	上野	ひろ美	奈良教育大学教育学部教授
	檜谷	隆夫	日本公認会計士協会常務理事
	笹月	健彦	国立国際医療センター総長
	鈴木	厚人	高エネルギー加速器研究機構長
	土居	範久	中央大学理工学部教授
	中西	友子	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	西山	徹	味の素株式会社技術特別顧問
	平野	眞一	名古屋大学総長
	深見	希代子	東京薬科大学生命科学部教授
	三宅	なほみ	中京大学情報理工学部教授

### (臨時委員：17名)

	有川	節夫	九州大学理事・副学長・附属図書館長
	伊井	春樹	人間文化研究機構国文学研究資料館長
	飯吉	厚夫	中部大学総長
	家	泰弘	東京大学物性研究所教授
	伊賀	健一	東京工業大学長
	石	弘光	放送大学長
	井上	明久	東北大学総長
	井上	一	独立行政法人宇宙航空研究開発機構理事・宇宙科学研究 本部長
	岡本	義朗	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社公共経営・ 公共政策部主席研究員
	甲斐	知恵子	東京大学医科学研究所教授
	小林	誠	独立行政法人日本学術振興会理事
	小原	雄治	情報・システム研究機構理事
	巽	和行	名古屋大学物質科学国際研究センター長
	塚本	桓世	東京理科大学理事長・山口東京理科大学長
	中村	雅美	日本経済新聞社編集委員
	垣生	園子	東海大学医学部教授
	水野	紀子	東北大学大学院法学研究科教授

(平成19年10月24日現在)

# 科学技術・学術審議会の概要

## 1. 設置の経緯

科学技術・学術審議会は、中央省庁等改革の一環として、科学技術・学術関係の6審議会（航空・電子等技術審議会、海洋開発審議会、資源調査会、技術士審議会、学術審議会、測地学審議会）の機能を整理・統合し、平成13年1月6日付けで文部科学省に設置されたもの。

## 2. 主な所掌事務（文部科学省設置法第7条）

- (1) 文部科学大臣の諮問に応じて、科学技術の総合的振興に関する重要事項及び学術の振興に関する重要事項を調査審議し、又は文部科学大臣に意見を述べること。
- (2) 以下の事項に係る調査審議等
  - ① 海洋開発に係る総合的・基本的事項
  - ② 測地学及び政府機関の測地事業計画に係る事項
  - ③ 技術士法の規定に基づく事項

## 3. 構成等（科学技術・学術審議会令）

- (1) 委員30人以内、任期2年（再任可）。
- (2) 次の分科会を設置。

名 称	所掌事務の概要
研究計画・評価分科会	① 科学技術に関する研究開発計画の作成及び推進に関する重要事項 ② 科学技術に関する研究開発の評価に係る基本的な政策の企画・立案・推進に関する重要事項 ③ 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整方針に関する重要事項
資源調査分科会	資源の総合的利用に関する重要事項
学術分科会	学術の振興に関する重要事項
海洋開発分科会	海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項
測地学分科会	測地学及び政府機関における測地事業計画に関する事項
技術士分科会	① 技術士制度に関する重要事項 ② 技術士法の規定により審議会の権限に属させられた事項

- (3) 臨時委員及び専門委員を置く。
- (4) 審議会及び分科会には、必要に応じて部会を設置。

# 科学技術・学術審議会関係法令

## 1 文部科学省設置法 (抄) (平成11年7月16日法律第96号)

第六条 本省に、次の審議会等を置く。  
科学技術・学術審議会

第七条 科学技術・学術審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文部科学大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 科学技術の総合的な振興に関する重要事項

ロ 学術の振興に関する重要事項

二 前号イ及びロに掲げる重要事項に関し、文部科学大臣に意見を述べること。

三 文部科学大臣又は関係各大臣の諮問に応じて海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項を調査審議すること。

四 測地学及び政府機関における測地事業計画に関する事項を調査審議すること。

五 前2号に規定する事項に関し、文部科学大臣又は関係各大臣に意見を述べること。

六 技術士法 (昭和五十八年法律第二十五号) の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、科学技術・学術審議会の組織及び委員その他の職員その他科学技術・学術審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

## 2 科学技術・学術審議会令 (平成11年6月7日政令第279号)

(組織)

第一条 科学技術・学術審議会 (以下「審議会」という。) は、委員三十人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

(委員の任期等)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
研究計画・評価分科会	一 科学技術に関する研究及び開発に関する計画の作成及び推進に関する重要事項を調査審議すること。 二 科学技術に関する研究及び開発の評価に係る基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する重要事項を調査審議すること。 三 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項（前二号に掲げる事務に係るものに限る。）を調査審議すること。
資源調査分科会	資源の総合的利用に関する重要事項（他の府省の所掌に属するものを除く。）を調査審議すること。
学術分科会	学術の振興に関する重要事項を調査審議すること。
海洋開発分科会	海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項を調査審議すること。
測地学分科会	測地学及び政府機関における測地事業計画に関する事項を調査審議すること。
技術士分科会	一 技術士制度に関する重要事項を調査審議すること。 二 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、文部科学大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（幹事）

第七条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務（学術分科会に係るものを除く。）について、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

（議事）

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

（資料の提出等の要求）

第九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第十条 審議会の庶務は、文部科学省科学技術・学術政策局政策課において総括し、及び処理する。ただし、研究計画・評価分科会に係るものについては文部科学省科学技術・学術政策局計画官において、学術分科会に係るものについては文部科学省科学技術・学術政策局政策課において文部科学省研究振興局振興企画課の協力を得て、海洋開発分科会に係るものについては文部科学省研究開発局海洋地球課において、測地学分科会に係るものについては文部科学省研究開発局地震・防災研究課において、技術士分科会に係るものについては文部科学省科学技術・学術政策局基盤政策課において処理する。

（雑則）

第十一条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十五年三月二十八日政令九十八号）抄

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

## 科学技術・学術審議会運営規則

(平成13年2月16日 科学技術・学術審議会決定、平成19年2月1日一部改正)

(趣旨)

第1条 科学技術・学術審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成12年政令第279号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(審議会)

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(分科会)

第3条 分科会の会議は、分科会長が招集する。

2 分科会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会長は、分科会の所掌事務について諮問があったときは、その調査審議を分科会に付託することができる。

4 前項の規定により分科会に付託された事項については、審議会が特に審議会の議決を経る必要がないと認めた場合には、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

5 会長は、次の表の左欄に掲げる事項については、その調査審議をそれぞれ同表の右欄に掲げる分科会に付託するものとし、分科会の議決をもって審議会の議決とする。

事 項	分 科 会
科学技術振興調整費の配分のための審査及び評価に係る事項	研究計画・評価分科会
科学研究費補助金の配分のための審査及び評価に係る事項	学術分科会
1. 技術士法（昭和58年法律第25号）の規定により審議会の権限に属させられた事項 2. 技術士試験の試験方法及び実施に関する事項 3. 技術士試験の試験科目及び受験資格（試験科目の免除を受ける資格を含む。）に関する事項	技術士分科会

6 前2項の規定により分科会の議決をもって審議会の議決としたときは、分科会長は、次の審議会にその内容を報告するものとする。

7 前各項に定めるもののほか、分科会の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

(審議会に置かれる部会)

第4条 審議会に置かれる部会（以下「部会」という。）の名称及び所掌事務は、会長が審議会に諮って定める。

- 2 部会の会議は、部会長が招集する。
- 3 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 部会の所掌事務について諮問があったときは、会長は、その調査審議を当該部会に付託することができる。
- 5 前項の規定により部会に付託された事項については、審議会が特に審議会の議決を経る必要がないと認めた場合には、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 6 前項の規定により部会の議決をもって審議会の議決としたときは、部会長は、次の審議会にその内容を報告するものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(委員会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、会長が指名する。
- 3 委員会に主査を置き、当該委員会に属する委員等のうちから会長の指名する者が、これに当たる。
- 4 主査は、当該委員会の事務を掌理する。
- 5 委員会の会議は、主査が招集する。
- 6 主査は、委員会の会議の議長となり、議事を整理する。
- 7 主査に事故があるときは、当該委員会に属する委員等のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 主査は、委員会における調査の経過及び結果を審議会に報告するものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮って定める。

(会議の公開)

第6条 審議会の会議、会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- 一 会長の選任その他人事に係る案件
- 二 行政処分に係る案件
- 三 前2号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、または審議の円滑な実施に影響が生ずるものとして、審議会において非公開とすることが適当であると認める案件

(議事録の公表)

第7条 会長は、審議会の会議の議事録を作成し、これを公表するものとする。

2 審議会が、前条の各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、会長が審議会の決定を経て当該部分の議事録を非公表とすることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 科学技術・学術審議会学術分科会運営規則

平成13年3月7日 科学技術・学術審議会学術分科会決定  
 平成16年3月18日 一部改正  
 平成17年2月14日 一部改正  
 平成19年2月 1日 一部改正

(趣旨)

第1条 学術分科会（以下「分科会」という。）の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成12年政令第279号）及び科学技術・学術審議会運営規則（平成13年2月16日科学技術・学術審議会決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(部会)

第2条 分科会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、学術の振興に関する重要事項のうち、右欄に掲げる事項について調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
学術研究推進部会	学術に関する中長期的かつ横断的・総合的な推進方策に係る事項及び特定の分野における学術研究の推進のための具体的な方策及び評価に係る事項
研究環境基盤部会	大学等における研究環境の具体的な整備及び評価に係る事項
研究費部会	研究費に係る事項
科学研究費補助金 審査部会	科学研究費補助金の配分のための審査及び評価に係る事項

- 2 部会の会議は、部会長が招集する。
- 3 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 分科会長は、分科会の所掌事務に係る事項の調査審議をその内容に応じて関係の部会に付託することができる。
- 5 前項の規定により部会に付託された事項のうち分科会の議決をもって科学技術・学術審議会の議決とすることとされたものについては、分科会が特に分科会の議決を経る必要がないと認めた場合には、部会の議決をもって分科会の議決とすることができる。
- 6 分科会長は、次の表の右欄に掲げる事項については、その調査審議を同表の左欄に掲げる部会に付託するものとし、部会の議決をもって分科会の議決とする。

部会の名称	調査審議事項
科学研究費補助金審査部会	科学研究費補助金の配分のための審査及び評価に係る事項

- 7 前二項に規定する事項について部会が議決したときは、部会長は、分科会にその内容を報告するものとする。
- 8 前各号に定めるもののほか、部会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(委員会)

- 第3条 分科会長は、特定の事項について機動的に調査するため必要があると認める場合は、委員会を置くことができる。
- 2 委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、分科会長が指名する。
  - 3 委員会に主査を置き、当該委員会に属する委員等のうちから分科会長の指名する者が、これに当たる。
  - 4 委員会の主査は、当該委員会の事務を掌理する。
  - 5 委員会の会議は、主査が招集する。
  - 6 主査は、会議の議長となり、議事を整理する。
  - 7 主査に事故があるときは、当該委員会に属する委員等のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
  - 8 主査は、委員会における調査の経過及び結果を分科会に報告するものとする。
  - 9 前各項に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他その委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮って定める。

(議事の公開)

- 第4条 分科会の会議、会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。
- 一 分科会長の選任その他人事に係る案件。
  - 二 行政処分に係る案件。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、または審議の円滑な実施に影響が生ずるものとして、分科会において非公開とすることが適当であると認める案件。

(議事録の公表)

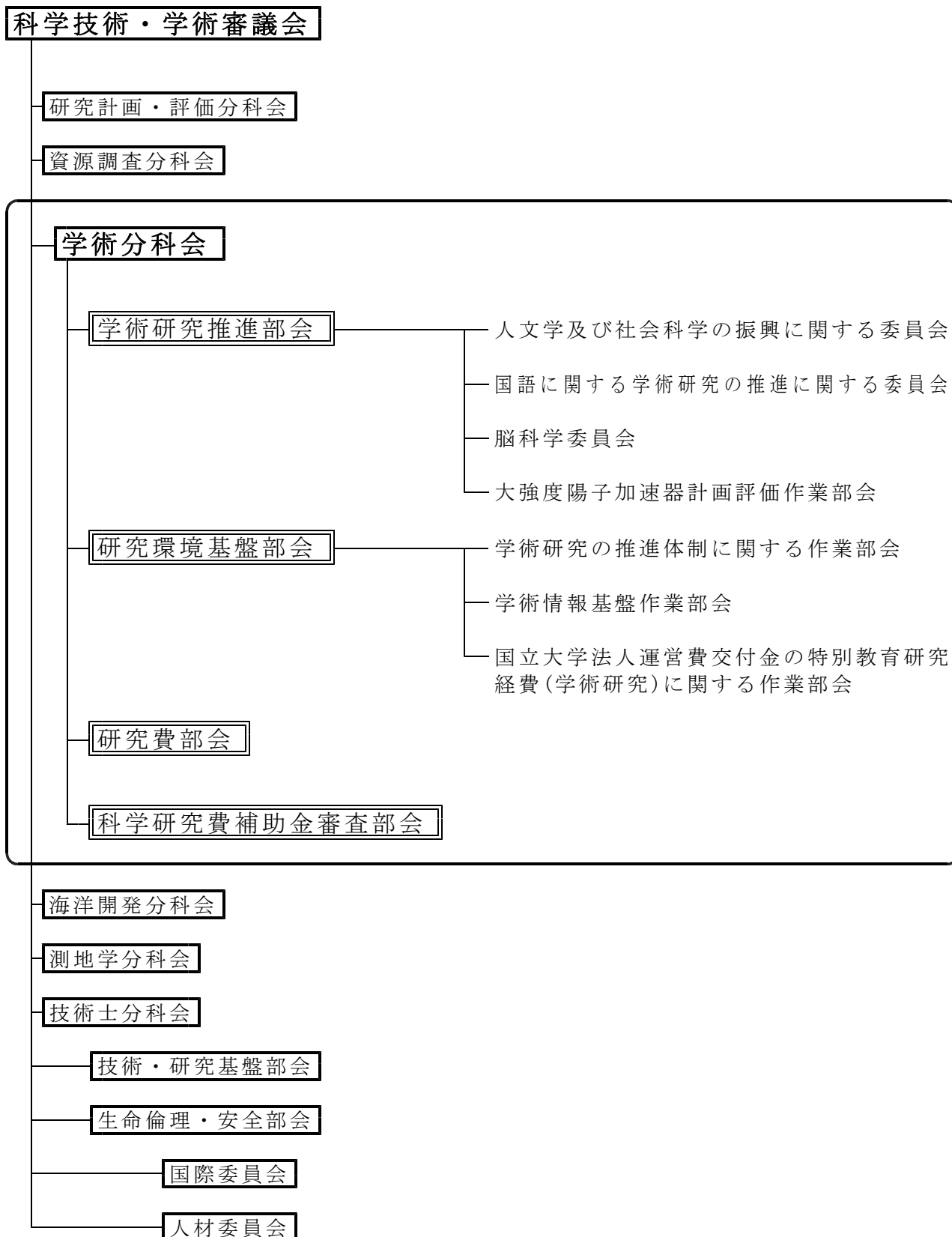
- 第5条 分科会長は、分科会の会議の議事録を作成し、これを公表するものとする。
- 2 分科会が、前条の各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、分科会長が分科会の決定を経て当該部分の議事録を非公表とすることができる。

(雑則)

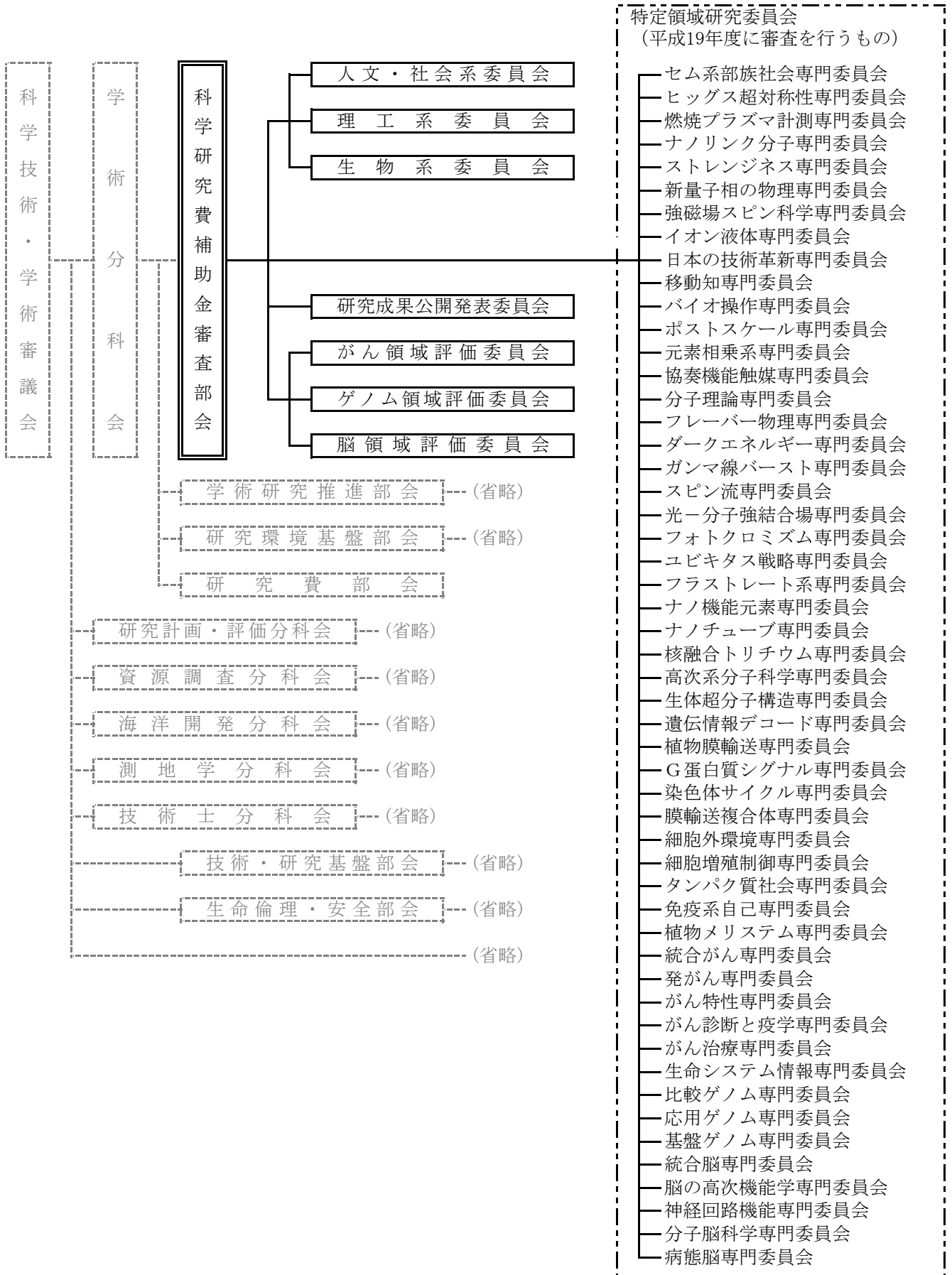
- 第6条 この規則に定めるもののほか、分科会の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

# 科学技術・学術審議会学術分科会の組織

(平成20年1月31日現在)



### 科学研究費補助金審査部会 機構図



## 科学技術・学術審議会学術分科会学術研究推進部会運営規則

平成16年7月6日 科学技術・学術審議会学術分科会学術研究推進部会決定  
平成17年4月8日 科学技術・学術審議会学術分科会学術研究推進部会一部改正  
平成19年2月22日 科学技術・学術審議会学術分科会学術研究推進部会一部改正

(趣旨)

第一条 科学技術・学術審議会学術分科会学術研究推進部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成12年政令279号）、科学技術・学術審議会運営規則（平成13年2月16日科学技術・学術審議会決定）及び科学技術・学術審議会学術分科会運営規則（平成13年3月7日学術分科会決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員会)

第二条 部会は、学術分科会において定められた所掌事務のうち、特定の事項について調査審議を行う必要があると認める場合は、部会に委員会を置くことができる。

- 2 委員会の名称及び所掌事務は、部会長が部会に諮って定める。
- 3 委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は部会長が指名する。
- 4 委員会に主査を置き、当該委員会に属する委員等のうちから部会長の指名する者が、これに当たる。
- 5 主査は、当該委員会の事務を掌理する。
- 6 委員会の会議は、主査が召集する。
- 7 主査は、委員会の会議の議長となり、議事を整理する。
- 8 主査に事故があるときは、当該委員会に属する委員等のうちから委員会の主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 9 主査は、委員会における調査審議の経過及び結果を部会に報告するものとする。
- 10 前各号に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮って定める。

(作業委員会等)

第三条 部会及び委員会は、特に必要があると認める場合は、作業委員会又はこれに類する合議体（以下「作業委員会等」という。）を置くことができる。

- 2 作業委員会等の名称及び所掌事務は、部会長（委員会に置かれる作業委員会等にあつては、委員会の主査。以下この条において同じ。）が部会（委員会に置かれる作業委員会等にあつては、委員会。以下この条において同じ。）に諮って定める。
- 3 作業委員会等に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は部会長が指名する。
- 4 作業委員会等に主査を置き、当該作業委員会等に属する委員等のうちから部会長の指名する者が、これに当たる。
- 5 主査は、当該作業委員会等の事務を掌理する。
- 6 作業委員会等の会議は、主査が召集する。
- 7 主査は、作業委員会等の会議の議長となり、議事を整理する。
- 8 主査に事故があるときは、当該作業委員会等に属する委員等のうちから作業委員会等の主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 9 主査は、作業委員会等における調査審議の経過及び結果を部会に報告するものとする。
- 10 前各号に定めるもののほか、作業委員会等の議事の手続その他作業委員会等の運営に関し必要な事項は、主査が作業委員会等に諮って定める。

(会議の公開)

第四条 部会の会議、会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- 一 部会長の選任その他人事に係る案件
- 二 行政処分に係る案件
- 三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、または審議の円滑な実施に影響が生ずるものとして、部会において非公開とすることが適当であると認める案件

(議事録の公表)

第五条 部会長は、部会の会議の議事録を作成し、これを公表するものとする。

- 2 部会が、前条各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、部会長が部会に諮った上で、当該部分の議事録を非公表とすることができる。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

## 第4期科学技術・学術審議会学術分科会学術研究推進部会委員名簿

### (委員：6名)

部会長	白井克彦	早稲田大学総長
部会長代理	中西友子	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	飯野正子	津田塾大学長
	井上孝美	財団法人放送大学教育振興会理事長
	上野ひろ美	奈良教育大学教育学部教授
	西山徹	味の素株式会社技術特別顧問

### (臨時委員：5名)

	伊井春樹	人間文化研究機構国文学研究資料館長
	飯吉厚夫	中部大学総長
	家泰弘	東京大学物性研究所教授
	井上明久	東北大学総長
	水野紀子	東北大学大学院法学研究科教授

(平成19年6月28日現在)